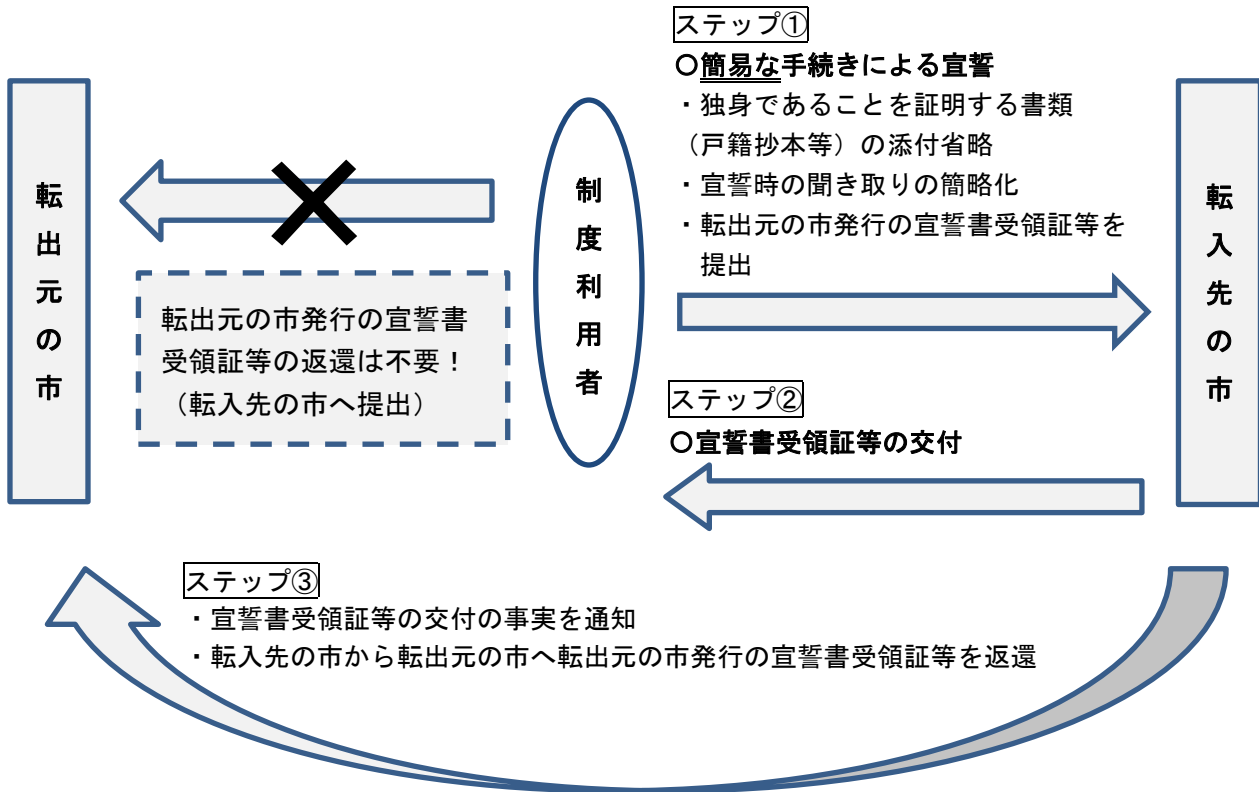




○連携スキーム





豊川市パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係を、市に対して、互いが宣誓し、その宣誓を豊川市が公的に証明する制度です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、宣誓されたお二人の思いを尊重し、応援するものです。

また、この制度について、令和4年4月13日から5月12日までのパブリックコメント手続による意見等の募集を行いました。今後、パブリックコメント手続きの結果を公表し、令和4年7月1日より制度導入を予定しています。

【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権交通防犯課 人権推進係 伊藤、橋爪

TEL:0533-89-2149

Eメール: jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp